

(案)

人 権 に 関 す る 県 民 意 識 調 査

調 査 票

高 知 県

はじめに、調査票の整理のために必要ですので、調査票にお答えいただき、あなたのことについてそれぞれあてはまるもの1つに○印をつけてください。

F1 あなたの性別は

- 1 男性 2 女性

F2 あなたの年齢は

- 1 20歳代
2 30歳代
3 40歳代
4 50歳代
5 60歳代
6 70歳以上

F3 あなたの現在のお仕事は

- 1 農林漁業（自営業主および家族従業者）
2 商工サービス業（自営業主および家族従業者）
3 勤め（企業や団体に勤めている方（パート含む）で、次の4に該当しない方）
4 教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員
5 自由業、その他有職
6 家事専業（主婦、主夫）
7 学 生
8 無 職（家事専業、学生以外の無職）

- * 商工サービス業には、卸小売業、飲食店、サービス業、建設業、運輸、製造業等があります。
* 自由業には、弁護士、作家、写真家等があります。
* 兼業の方は、重きを置いている職業でお答えください。

[裏面へ続く]

F4 あなたの居住地域(住んでいる地域)は

- 1 高知市
- 2 安芸広域圏 (室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村)
- 3 南国・香美広域圏 (南国市、香南市、香美市)
- 4 嶺北広域圏 (本山町、大豊町、土佐町、大川村)
- 5 仁淀川広域圏 (土佐市、いの町、日高村)
- 6 高吾北広域圏 (仁淀川町、佐川町、越知町)
- 7 高幡広域圏 (須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町)
- 8 幡多広域圏 (宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町)

ここからは、様々な人権について、あなたのお考えをお聞かせください。
回答方法は、該当する番号(あなたの考えに合う番号)に○をつけてください。
○の数は、それぞれの質問文の最後に()書きで数を指定していますので、ご注意ください。
(※のある箇所は、別紙「用語集」に用語を説明しています。)

(人権全般)

問1 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。
あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。(いずれかに○を)
(基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や生存権などの社会権、参政権などがあります。)

- 1 知っている
- 2 知らない → 問2へ

問1で「1知っている」と答えた人に

副問 あなたは、今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。
(○は1つだけ)

- 1 そう思う
- 2 いちがいにはいえない
- 3 そう思わない
- 4 わからない

問2 あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思いますか。
(○は1つだけ)

- 1 そう思う
- 2 いちがいにはいえない
- 3 そう思わない
- 4 わからない

[裏面へ続く]

問3 日本の社会における人権にかかわる問題として、あなたが関心のあるものはどれですか。
(○はいくつでも)

- | | |
|--|-----------------------|
| 1 同和問題 | 2 女性 |
| 3 子ども | 4 高齢者 |
| 5 障害者 | |
| 6 HIV感染者等(※1)
(エイズ、結核、腸管出血性大腸菌O-157、B型・C型肝炎ウイルスなどの感染症にかかった患者、感染者が含まれます) | |
| 7 ハンセン病元患者等(※2) | 8 外国人 |
| 9 アイヌの人々 | 10 刑を終えて出所した人 |
| 11 犯罪被害者等 | 12 インターネットによる人権侵害 |
| 13 ホームレス | 14 北朝鮮当局による拉致問題等 |
| 15 性的指向(※3) | 16 性同一性障害(※4) |
| 17 人身取引(※5) | 18 震災における風評被害等による人権侵害 |
| 19 その他の問題(具体的に |) |
| 20 特にない | |

問4 あなたは今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
(いずれかに○を)

- | | | |
|------|---|----------------------|
| 1 ある | → | 副問1、副問2へ(答えられた後、問5へ) |
| 2 ない | → | 問5へ |

問4で「1 ある」と答えた人に

副問1 それはどのようなことで人権が侵害されたと思いましたか。(○はいくつでも)

- 1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
 - 2 名誉・信用のき損(傷つけること)、侮辱
 - 3 警察官からの不当な取扱い
 - 4 暴力、脅迫、強要(社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された)
 - 5 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
 - 6 悪臭・騒音等の公害
 - 7 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた)
 - 8 地域などでの仲間はずれ
 - 9 使用者による労働強制等の不当な待遇
 - 10 プライバシーの侵害
 - 11 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
 - 12 ストーカー行為
 - 13 家庭での不当な取扱い
 - 14 社会福祉施設での不当な取扱い
 - 15 その他(具体的に
 - 16 なんとなくそう感じた
 - 17 答えたくない
-)

問4で「1 ある」と答えた人に

副問2 その(侵害されたと思った)ときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 友人、職場の同僚・上司に相談した | 2 家族、親せきに相談した |
| 3 弁護士に相談した | 4 警察に相談した |
| 5 法務局や人権擁護委員に相談した | 6 県や市町村役場に相談した |
| 7 民間団体に相談した | 8 相手に抗議した |
| 9 何もしなかった | |
| 10 その他(具体的に |) |
| 11 おぼえていない | |

(同和問題)

問5 あなたは、同和地区(※6)や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。
(○は1つだけ)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 同和地区や同和問題は知らない | → 問10へ |
| 2 6歳未満(小学校に入る前) | 3 6歳～12歳未満(小学生のころ) |
| 4 12歳～15歳未満(中学生のころ) | 5 15歳～18歳未満(高校生のころ) |
| 6 18歳以降 | 7 おぼえていない |

問6 あなたが、同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけは、何ですか。
(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 家族から聞いた | 2 親せきの人から聞いた |
| 3 近所の人から聞いた | 4 職場の人から聞いた |
| 5 学校の授業で教わった | 6 学校で友達から聞いた |
| 7 テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った | 8 同和問題の講演会や研修会などで知った |
| 9 県や市町村の広報誌や冊子などで知った | |
| 10 その他(具体的に |) |
| 11 おぼえていない | |

[裏面へ続く]

問7 あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。(〇はいくつでも)

- 1 気にしたり、意識したりすることはない
(この項目を選ばれた方は、他の項目には〇印をつけないでください)
- 2 結婚するとき
- 3 人を雇うとき
- 4 同じ職場で働くとき
- 5 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
- 6 隣近所で生活するとき
- 7 同じ団体(町内会、自治会、PTA、サークルなど)のメンバーとして活動するとき
- 8 飲食したり、つきあったりするとき
- 9 不動産(家、土地など)を購入したり借りたりするとき
- 10 店で買物をするとき
- 11 仕事上でかかわりををもつとき
- 12 その他(具体的に))

問8 かりに、あなたにお子さんがいて、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区出身の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。(〇は1つだけ)

- 1 子どもの意志を尊重する
- 2 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める
- 3 家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない
- 4 絶対に結婚を認めない
- 5 その他(具体的に))
- 6 わからない

問9 あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 行政が、差別意識をなくし人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う
- 2 県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
- 3 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
- 4 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
- 5 えせ同和行為(※7)を排除する
- 6 インターネットの利用等にかかわる規制をする
- 7 その他(具体的に))
- 8 わからない

(女 性)

問10 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
(○はいくつでも)

- 1 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける
- 2 女性ということで意見や発言が無視される
- 3 職場における差別待遇
- 4 ドメスティック・バイオレンス（DV）（※8）
- 5 職場におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
- 6 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
- 7 内容に関係なく女性の水着姿やヌードなどを使用した広告
- 8 女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞
- 9 アダルトDVD、ポルノ雑誌
- 10 女性の働く風俗営業
- 11 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉
- 12 その他（具体的に)
- 13 特にない
- 14 わからない

問11 あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。
(○は3つまで)

- 1 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
- 3 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
- 4 女性に対する犯罪の取締りを強化する
- 5 男女平等に関する教育を充実する
- 6 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す
- 7 女性のための人権相談や電話相談を充実する
- 8 その他（具体的に)
- 9 特にない
- 10 わからない

[裏面へ続く]

(男女の雇用機会均等)

問12 あなたは、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 男女の均等採用を促進する
- 2 職場の会議等への女性の参加を促進する
- 3 昇進・昇格の機会を男女同一とする
- 4 これまでより、重要な仕事を女性に任せる
- 5 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
- 6 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様にを行う
- 7 女性の管理職登用を促進する
- 8 女性に配慮した職場環境（男女別トイレ、男女別休養室等）の整備を行う
- 9 その他（具体的に _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

問13 あなたは、仕事と家庭を両立するために行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。(○は3つまで)

- 1 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する
- 2 時間外勤務の短縮を促進する
- 3 年次有給休暇の計画的取得を促進する
- 4 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
- 5 ファミリーサポートセンター（育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員システム）の整備を促進する
- 6 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
- 7 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
- 8 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
- 9 その他（具体的に _____)
- 10 特にない
- 11 わからない

(子ども)

問14 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
(○はいくつでも)

- 1 友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
- 2 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 3 保護者によるしつけるための体罰
- 4 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
- 5 大人が子どもに自分の考え方を強制する
- 6 教師による児童・生徒への体罰
- 7 髪型や服装を強制する校則
- 8 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
- 9 児童買春や児童ポルノ等が存在する
- 10 その他(具体的に)
- 11 特にない
- 12 わからない

問15 あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。
(○は3つまで)

- 1 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 体罰禁止を徹底させる
- 3 校則や規則を緩やかなものにする
- 4 成績だけを重んじる教育の在り方を改める
- 5 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する
- 6 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
- 7 教師の人間性、資質を高める
- 8 家庭内の人間関係を安定させる
- 9 子どもに、他人に対する思いやりを教える
- 10 子どもの個性を尊重する
- 11 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
- 12 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
- 13 子どものための人権相談や電話相談を充実する
- 14 その他(具体的に)
- 15 特にない
- 16 わからない

[裏面へ続く]

問16 近所の子どもが虐待されていると知った場合(疑いをもった場合)あなたはどのようにしますか。
(○は1つだけ)

- 1 市町村役場や福祉事務所などに通報する
- 2 児童相談所に通報する
- 3 警察に通報する
- 4 民生委員・児童委員に通報する
- 5 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
- 6 直接、その家族に確かめてみる
- 7 何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない
- 8 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
- 9 自分には関係がないので、特に何もしない
- 10 その他(具体的に)
- 11 わからない

(高齢者)

問17 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
(○はいくつでも)

- 1 道路、乗物、建物等でバリアフリー化(※9)、ユニバーサルデザイン化(※10)が図られていない
- 2 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
- 3 アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される
- 4 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
- 5 高齢者(特に認知症高齢者)ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける
- 6 働ける能力を発揮する機会が少ない
- 7 高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い
- 8 高齢者ということで意見や発言が無視される
- 9 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
- 10 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
- 11 その他(具体的に)
- 12 特にない
- 13 わからない

問18 あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。
(○は3つまで)

- 1 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 道路、乗物、建物等のバリアフリー、ユニバーサルデザイン対策を充実する
- 3 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
- 4 住居の確保や、就労環境を整備する
- 5 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
- 6 認知症高齢者対策を充実する
- 7 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
- 8 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他（具体的に)
- 10 特にない
- 11 わからない

(障害者)

問19 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
(○はいくつでも)

- 1 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 2 就労の機会が少ない
- 3 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 5 アパートなどの住宅への入居が困難である
- 6 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
- 7 スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない
- 8 障害者を狙った悪徳商法の被害が多い
- 9 その他（具体的に)
- 10 特にない
- 11 わからない

問20 あなたは、障害者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。
(○は3つまで)

- 1 障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する
- 3 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
- 4 就労の支援や働く場の確保を図る
- 5 障害のある人とない人との交流を促進する
- 6 障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
- 7 ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する
- 8 障害者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他（具体的に)
- 10 特にない
- 11 わからない

[裏面へ続く]

(エイズ患者・HIV感染者)

問21 エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(○はいくつでも)

- 1 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩(もれること)、無断で検査が行われる
- 2 職場における解雇や無断で検査が行われる
- 3 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
- 4 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
- 5 マスコミによりプライバシーが侵害される
- 6 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
- 7 その他(具体的に)
- 8 特にない
- 9 わからない

問22 あなたは、エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する
- 2 学校等でエイズに関する教育を充実する
- 3 エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する
- 4 それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する
- 5 エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する
- 6 その他(具体的に)
- 7 特にない
- 8 わからない

(ハンセン病元患者等)

問23 ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(○はいくつでも)

- 1 家族等の結婚問題で周囲が反対する
- 2 家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 医療機関で治療や入院を断る
- 4 ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
- 5 偏見により差別的な言動をする
- 6 アパート等の入居を拒否する
- 7 宿泊を拒否する
- 8 怖い病気といった誤解がある
- 9 その他(具体的に)
- 10 特にない
- 11 わからない

問24 あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する
- 2 ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
- 3 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
- 4 ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
- 5 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
- 6 ハンセン病元患者等の人権相談や電話相談を充実する
- 7 その他（具体的に)
- 8 特にない
- 9 わからない

(外国人)

問25 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

- 1 アパートなどの住宅への入居が困難である
- 2 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
- 3 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 4 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 5 その他（具体的に)
- 6 特にない
- 7 わからない

問26 あなたは、外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・啓発活動を推進する
- 2 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
- 3 異文化の理解のため、外国人との交流を促進する
- 4 外国人の就職の機会均等を確保する
- 5 多言語による生活情報の提供を充実する
- 6 外国人の人権相談や電話相談を充実する
- 7 その他（具体的に)
- 8 特にない
- 9 わからない

[裏面へ続く]

(刑を終えて出所した人)

問27 刑を終えて出所した人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(○はいくつでも)

- 1 更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在する
- 2 就職、職場で不利な扱いをする
- 3 アパート等の入居を拒否する
- 4 結婚問題で周囲が反対する
- 5 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 6 悪意のある噂が流される
- 7 その他(具体的に)
- 8 特にない
- 9 わからない

問28 あなたは、刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 刑を終えて出所した人に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 社会復帰しやすい環境づくりを確保する
- 3 就職の機会を確保する
- 4 刑を終えて出所した人のための人権相談や電話相談を充実する
- 5 犯罪の種類や刑の重さによって違うので、何とも言えない
- 6 その他(具体的に)
- 7 特にない
- 8 わからない

(犯罪被害者等)

問29 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(○はいくつでも)

- 1 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
- 2 治療費などで経済的負担がかかる
- 3 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
- 4 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
- 5 事件のことを思い出したり、周囲に噂話をされたりして、転居を余儀なくされる
- 6 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
- 7 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
- 8 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
- 9 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
- 10 その他(具体的に)
- 11 特にない
- 12 わからない

問30 あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 犯罪被害者とその家族に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 就職機会を確保する
- 3 経済的な支援を行う
- 4 犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する
- 5 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
- 6 犯罪被害者とその家族に配慮した報道や取材を行う
- 7 犯罪予防・防止のための施策を充実する
- 8 犯罪被害者とその家族のための人権相談や電話相談を充実する
- 9 その他(具体的に)
- 10 特にない
- 11 わからない

(インターネットによる人権侵害)

問31 インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

- 1 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
- 2 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
- 3 差別を助長する表現を掲載する
- 4 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
- 5 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
- 6 わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
- 7 知らない間に自分のことが掲載されていること
- 8 その他(具体的に)
- 9 特にない
- 10 わからない

問32 あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためにはどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 インターネット利用者やプロバイダ(インターネット接続事業者)等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
- 3 プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
- 4 インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
- 5 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
- 6 その他(具体的に)
- 7 特にない
- 8 わからない

[裏面へ続く]

(人権啓発)

問33 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。(○は3つまで)

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 講演会や研修会 | 2 広報誌やパンフレット |
| 3 テレビ・ラジオ | 4 映画・DVD |
| 5 新聞 | 6 雑誌、週刊誌 |
| 7 映画の上映会やパネルなどの展示会 | 8 掲示物 (ポスターや電車バスの車体広告など) |
| 9 人権フェスティバルなどのイベント | 10 インターネットなど |
| 11 その他 (具体的に |) |
| 12 特にない | 13 わからない |

(人権教育)

問34 あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。(○は3つまで)

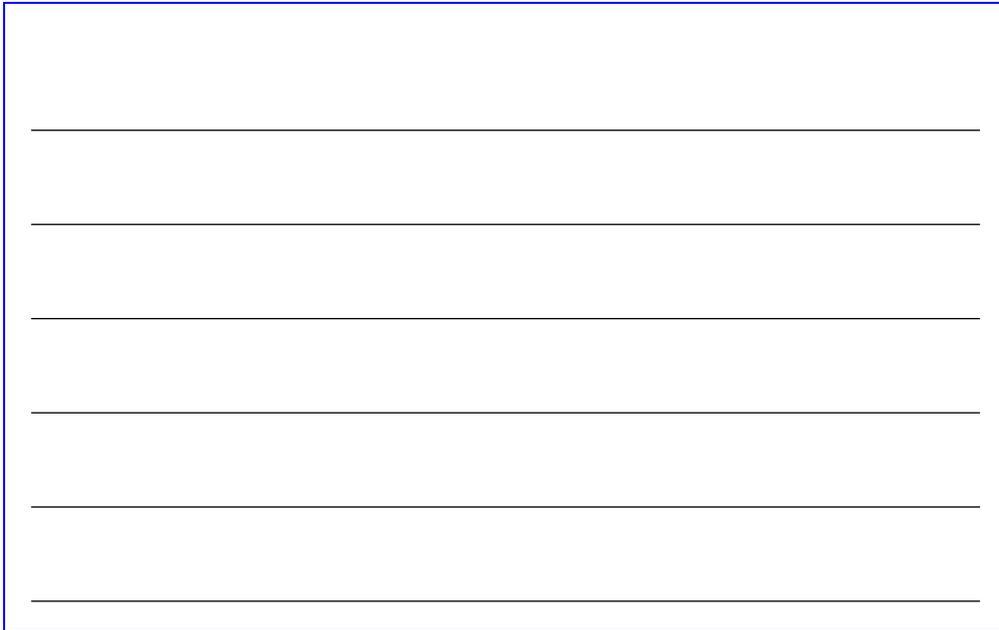
- 1 すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
- 2 すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
- 3 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
- 4 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
- 5 障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
- 6 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
- 7 その他 (具体的に
- 8 特にない
- 9 わからない

(人権尊重の社会の実現)

問35 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
- 2 行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う
- 3 行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
- 4 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
- 5 県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
- 6 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
- 7 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
- 8 その他 (具体的に
- 9 特にない
- 10 わからない

最後に、人権問題や、この調査に対するご意見ご要望など、何かございましたら、ご自由にお書きください。



調査は以上で終わりです。調査へのご協力誠にありがとうございました。
記入もれがないかももう一度ご確認のうえ、同封の封筒で(切手は不要です)
〇月〇日までにご返送ください。

[裏面へ続く]